

- 9 対象事業の実施が環境に影響を及ぼすおそれのある地域を  
管轄する特別区または市町村の名称及びその地域の町名



## 9 対象事業の実施が環境に影響を及ぼすおそれのある地域を管轄する特別区又は市町村の名称及びその地域の町名

本事業の実施による大気汚染、悪臭、騒音・振動、土壌汚染、地盤、水循環、日影、電波障害、景観、自然との触れ合い活動の場、廃棄物及び温室効果ガスが環境に影響を及ぼすおそれのある地域は、図9-1に示す範囲とし、環境に影響を及ぼすおそれのある範囲が最も広がる大気汚染推定範囲（半径1.1km）とした。

当該地域を管轄する特別区及び市町村の名称及び地域の町名は、表9-1に示すとおりである。

表 9-1 当該地域を管轄する特別区及び市町村の名称及び町名

特別区及び市町村の名称	町名
東京都北区	志茂一丁目、志茂二丁目、志茂三丁目、志茂四丁目の一部、志茂五丁目の一部、神谷一丁目、神谷二丁目、神谷三丁目、岩淵町の一部、赤羽一丁目の一部、赤羽二丁目の一部、赤羽南一丁目、赤羽南二丁目、赤羽西一丁目の一部、赤羽西二丁目の一部、赤羽西三丁目の一部、東十条三丁目の一部、東十条四丁目の一部、東十条五丁目の一部、東十条六丁目、中十条四丁目の一部、十条仲原四丁目の一部、王子五丁目の一部、豊島八丁目の一部
東京都足立区	新田一丁目の一部、新田二丁目の一部、新田三丁目の一部
埼玉県川口市	河原町の一部

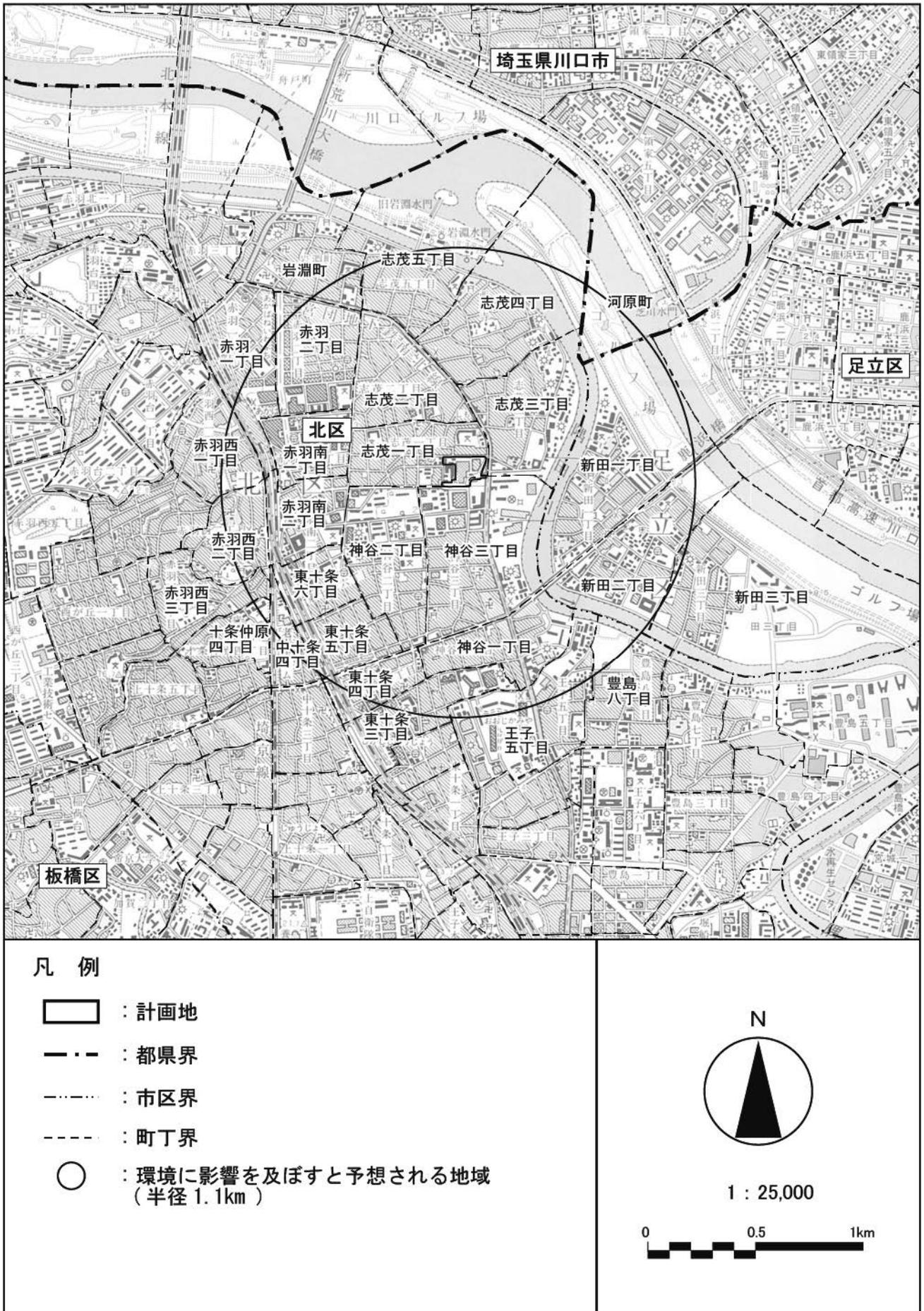


図 9-1 環境に影響を及ぼすおそれのある地域